

特定非営利活動促進法 改正のご案内

名古屋市市民経済局地域振興部
市民活動推進センター

NPO法の一部を改正する法律について

- 平成28年6月7日、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布されました。
- 改正法は、平成29年4月1日に施行されました。
ただし、一部は、公布の日（平成28年6月7日）から、
もしくは、公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において
政令で定める日から施行されます。

今回の法改正のポイント

■ すべてのNPO法人が対象となる改正

- ・事業報告書等の備置期間の延長等
- ・認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等
- ・内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大
- ・貸借対照表の公告及びその方法

■ 認定・仮認定法人が対象となる改正

- ・役員報酬規程等の備置期間の延長等
- ・認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等
- ・仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更

■事業報告書等の備置期間が延長されます。(第28条第1項関係)

➤改正の内容

事業報告書等の備置き期間が約3年間から約5年間に延長されます。

事業報告書等とは、①事業報告書、②活動計算書、③貸借対照表、④財産目録、⑤年間役員名簿、⑥社員名簿(前事業年度末日における社員のうち、10人以上の者の氏名等を記載した書類)のことです。

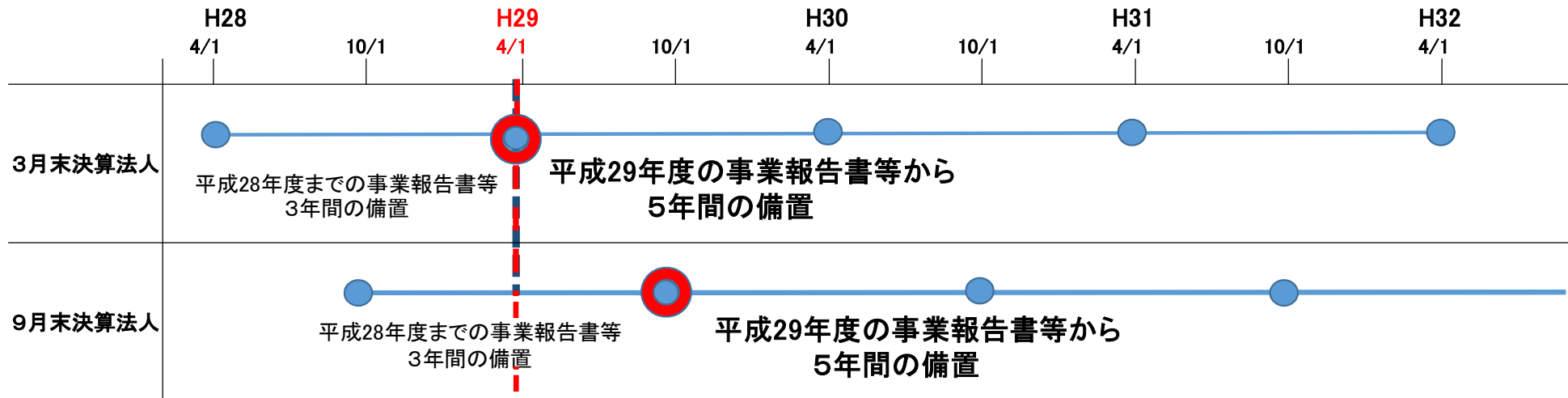
作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備置く必要があります。

※所轄庁で閲覧・謄写できる書類についても、「過去3年間に提出を受けたもの」から、「過去5年間に提出を受けたもの」に延長されます。

➤ 経過措置

施行日(平成29年4月1日)以後に開始する事業年度に関する書類について適用されます。

<適用例>



<約5年間の備置とは>

- 3月末決算法人の場合、平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日分)の事業報告書等は、作成した日から、平成36年3月31日まで備置く必要があります。
- 9月末決算法人の場合、平成29年度(平成29年10月1日～平成30年9月30日分)の事業報告書等は、作成した日から、平成36年9月30日まで備置く必要があります。

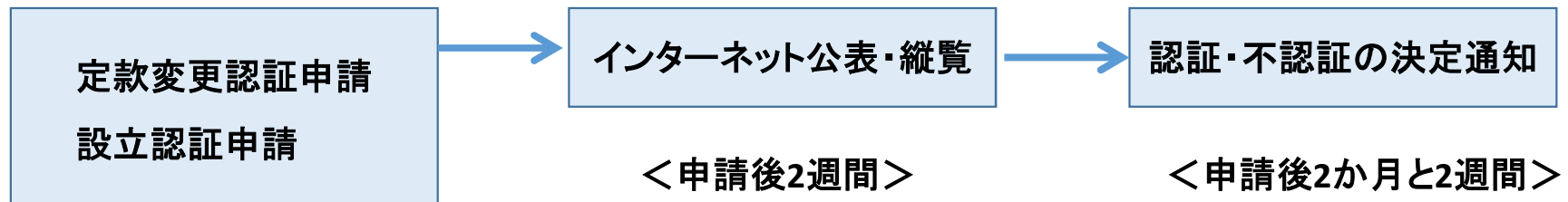
■ 認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されます。

(第10条第2項等関係)

➤ 改正の内容

所轄庁が行う認証申請の添付書類の縦覧期間が1か月間(現行2か月間)に短縮されるとともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表が可能となりました。

愛知県・名古屋市は、国家戦略特別区域に指定されており、特定非営利活動促進法の特例として、平成28年1月より、縦覧期間が2週間に短縮されています。



■ 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供が拡大されます。 (新法第72条第2項関係)

➤ 改正の内容

- NPO法人に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、所轄庁及びNPO法人に対し、内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。
- 内閣府NPO法人ポータルサイトの全面リニューアルが実施され、スマートフォンやタブレットからの利用にも対応しています。
- 団体の活動情報や財務情報等を掲載していただくことができます。

内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について
<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

- 平成28年6月7日に施行されています。

■貸借対照表の公告が必要になります。(新法第28条の2関係)

➤改正の内容

- NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されます。
※今後、NPO法の改正法の施行に併せて、組合等登記令が改正される予定です。
- 新たに、貸借対照表を作成後、遅滞なく公告することが必要となります。
- 貸借対照表の公告は、次の①～④のうち、定款で定める方法により行わなければなりません。

- ①官報に掲載する方法 ②日刊新聞紙に掲載する方法
- ③電子公告(法人のホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト等)
- ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

- ①官報、②日刊新聞紙の場合は、毎年1度掲載
- ③電子公告の場合は、貸借対照表の作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日まで
- ④公衆の見やすい場所への掲示は1年間 継続して公告する必要があります。

➤ 留意点

- 貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は、定款変更が必要です。
- 施行日は公布の日(平成28年6月7日)から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日となります。(改正法附則第1条第2号(2号施行日))

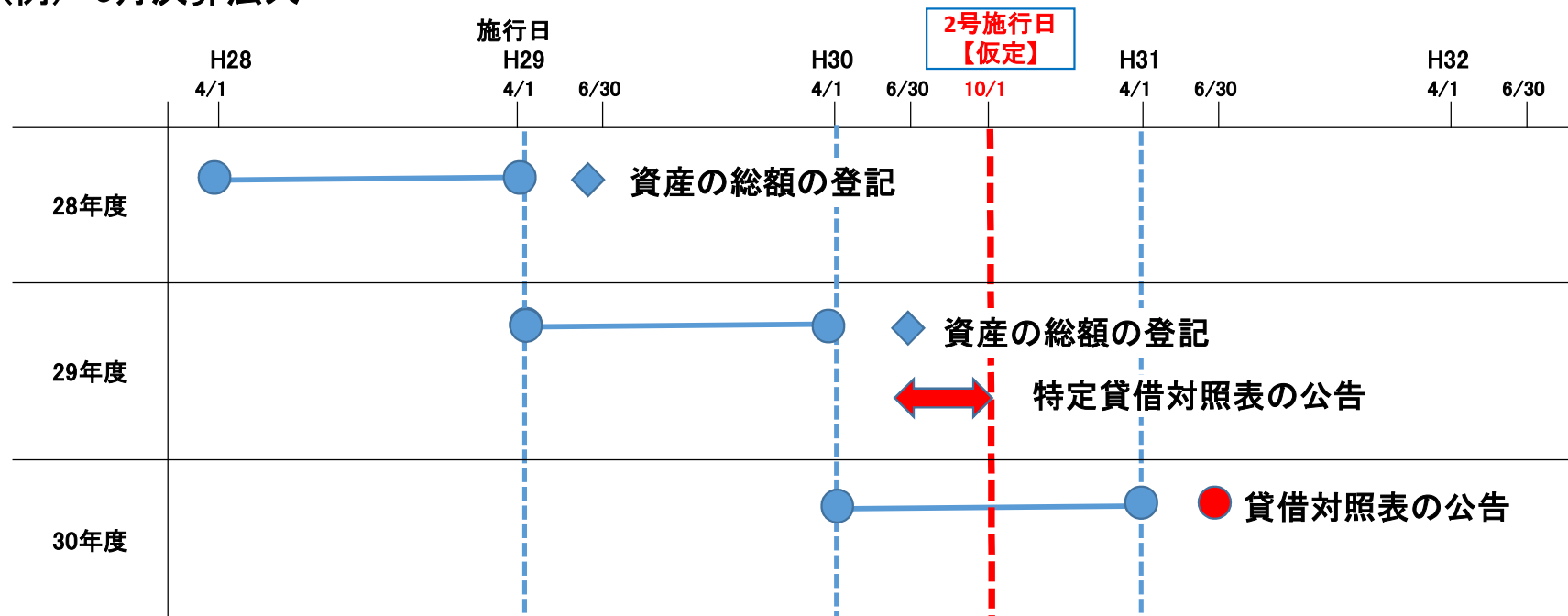
➤ 経過措置

- 2号施行日以後に作成する貸借対照表は作成後遅滞なく公告する必要があります。
- ただし、2号施行日の前日までに作成した貸借対照表のうち、直近の事業年度のもの（特定貸借対照表）についても、次のいずれかのときに公告する必要があります。

- 2号施行日以後に遅滞なく公告
- 2号施行日までに公告

➤ 経過措置の適用例

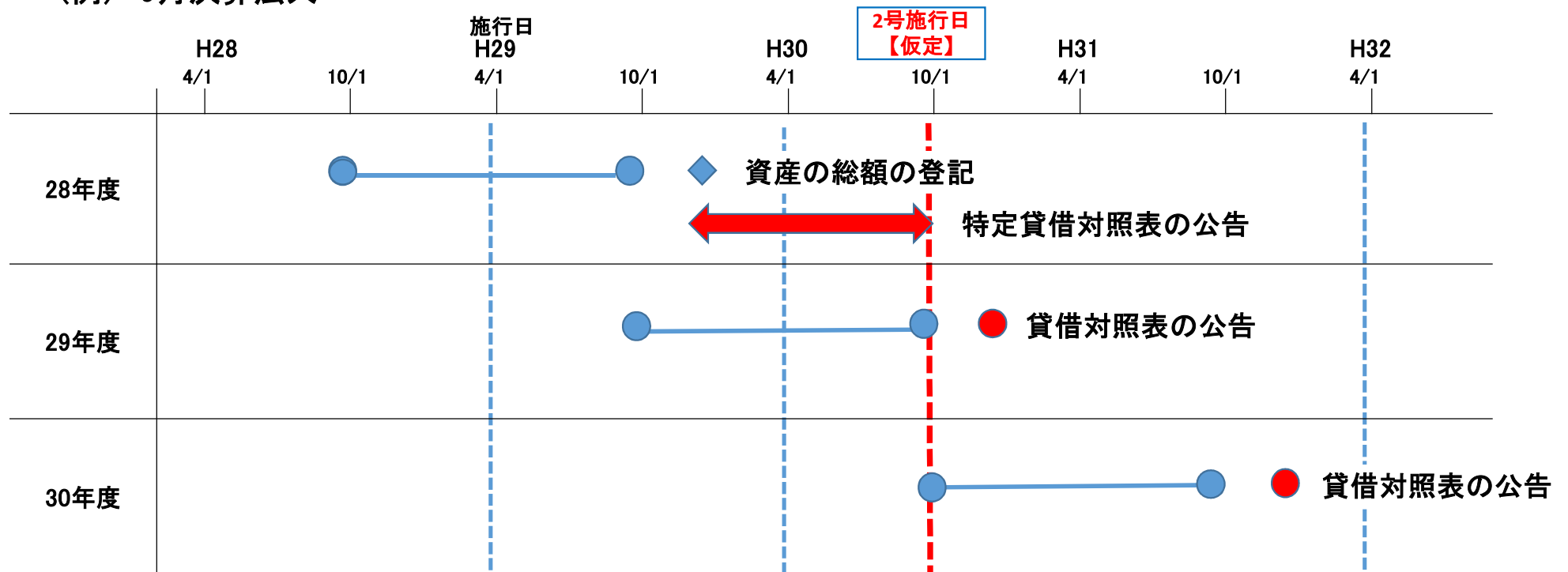
(例) 3月決算法人



- ・28年度分は、従来どおり「資産の総額の登記」が必要
- ・29年度分は、「資産の総額の登記」と「特定貸借対照表の公告」が必要
- ・30年度分は、「貸借対照表の公告」が必要

➤ 経過措置の適用例

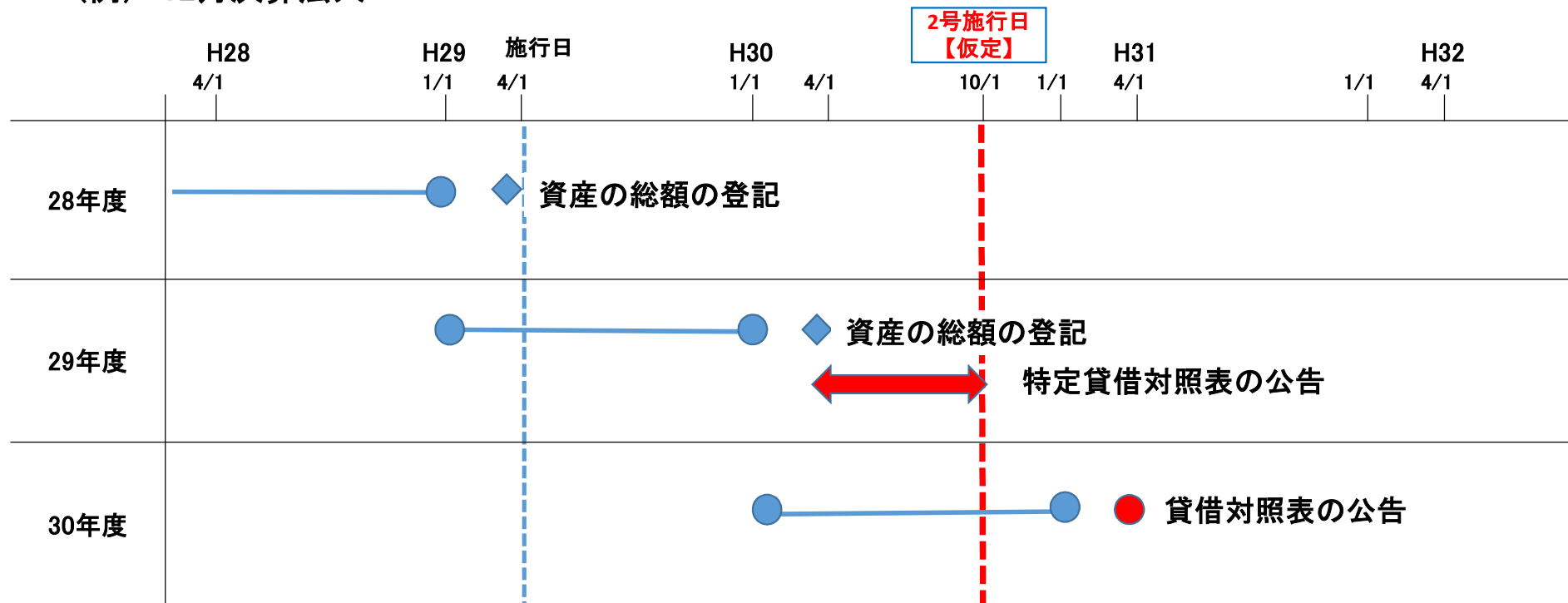
(例) 9月決算法人



- ・28年度分は、「資産の総額の登記」と「特定貸借対照表の公告」が必要
- ・29年度分以後は、「貸借対照表の公告」が必要

➤ 経過措置の適用例

(例) 12月決算法人



- ・28年度分は、従来どおり「資産の総額の登記」が必要
- ・29年度分は、「資産の総額の登記」と「特定貸借対照表の公告」が必要
- ・30年度分は、「貸借対照表の公告」が必要

■役員報酬規程等の備置期間が延長されます。(第54条第2項等関係)

➤改正の内容

前事業年度の役員報酬規程、職員の給与の支給に関する規程など法第54条第2項第2号から4号までの書類及び助成金の支給を行った際の実績書類(法第54条第3項)の備置期間が「約3年間」から「約5年間」に延長されます。

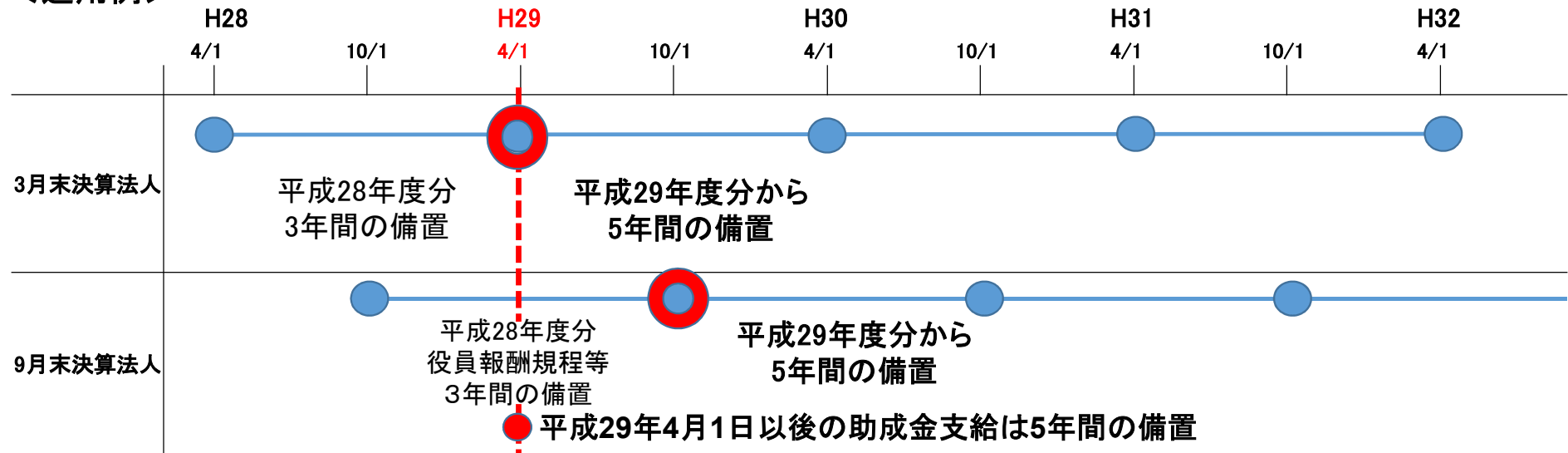
作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備置く必要があります。

※所轄庁で閲覧・謄写できる書類についても、「過去3年間に提出を受けたもの」から、「過去5年間に提出を受けたもの」に延長されます。

➤ 経過措置

・備置期間の延長等は施行日(平成29年4月1日)以後に開始する事業年度に関する役員報酬規程等に係る書類及び施行日以後に行われる助成金の支給に係る書類について適用されます。

<適用例>



- 3月末決算法人の場合、平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日分)の役員報酬規程等を作成した日から、平成36年3月31日まで備置く必要があります。
- 9月末決算法人の場合、平成29年度(平成29年10月1日～平成30年9月30日分)の役員報酬規程等を作成した日から、平成36年9月30日まで備置く必要があります。
- すべての法人において、平成29年4月1日以後の助成金の支給に係る書類は作成から5年が経過した日を含む事業年度末まで備置く必要があります。

■海外送金等に関する書類が事後提出になります。

(旧法第54条第4項等関係)

➤改正の内容

認定NPO法人等による200万円超の海外送金等については、その都度、事前に書類の備置き及び所轄庁への提出が課されていましたが、事前提出等を不要とし、金額にかかわらず毎事業年度1回の事後提出とすることとなります。

➤経過措置

施行日(平成29年4月1日)に既に認定等を受けている法人は、施行日の平成29年4月1日を含む事業年度における海外送金等については、従来どおり、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要です。

※4月～3月を事業年度とする法人の場合、平成29年度中の200万円超の海外送金等については、従来どおりの取り扱いとなります。

■ 仮認定特定非営利活動法人の名称が変更になります。

(第2条及び第3章関係)

➤ 改正内容

- 「仮認定特定非営利活動法人」という名称が「特例認定特定非営利活動法人」に改められました。
- 名称変更のみで、認定基準等は従来どおりです。

➤ 経過措置

- 施行日(平成29年4月1日)に既に旧法の仮認定を受けている法人は「特例認定」を受けたものとみなされます。※有効期間は残存期間